

芦企参第376号
平成30年10月25日

芦屋市自治会連合会 会長 助野 光男 様

芦屋市長 山中 健



晩秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、本市行政に何かとご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
平成30年10月1日付けで申し入れがありました「平成30年度まちづくり
懇談会」における芦屋市自治会連合会から本市への意見・要望につきまして、別
紙のとおり回答させていただきます。

以 上

平成 30 年度

芦屋市まちづくり懇談会

回答書

芦屋市自治会連合会

〔平成30年11月9日（金）〕

目次

【懇談会で討議する議題】

ページ

| | |
|--------------------|-------|
| 質問 No. (1) | - 1 - |
| 質問 No. (2) | - 2 - |
| 質問 No. (3) | - 4 - |
| 質問 No. (4) | - 5 - |

【各ブロックから提案された議題】

| | |
|---------------------|--------|
| 質問 No. (5) | - 7 - |
| 質問 No. (6) | - 8 - |
| 質問 No. (7) | - 9 - |
| 質問 No. (8) | - 10 - |
| 質問 No. (9) | - 11 - |
| 質問 No. (10) | - 12 - |
| 質問 No. (11) | - 13 - |
| 質問 No. (12) | - 14 - |
| 質問 No. (13) | - 15 - |
| 質問 No. (14) | - 16 - |
| 質問 No. (15) | - 17 - |
| 質問 No. (16) | - 18 - |
| 質問 No. (17) | - 19 - |
| 質問 No. (18) | - 20 - |
| 質問 No. (19) | - 21 - |

◆防犯カメラの全市設置の推進について

◆防犯カメラの設置は自治連やまちづくり防犯グループ連絡協議会などが強く訴え、平成 28 年度に「小学校通学路へ各 10 台の設置」が実現し、昨年度に 20 台が追加設置もされました。しかし今後の方針は、「評価結果を見てから」と足踏み状態になっています。

◆市民の安全と安心を保证するのが市長の役割でありましょう。防犯カメラの設置は現社会において必要不可欠なことです。なぜ他地域の実績などを範として比較されないのか、また芦屋警察署も導入を希望していると聞き及んでいます。早急な全市導入を提案します。

◆このテーマはまちづくり防犯グループ連絡協議会からの継続課題でもあり、市民からの声という観点からも、市民の安全安心に対応する市の将来構想を伺いたい。

回答**【建設総務課】****防犯カメラ設置の推進について**

防犯カメラについては、本年度も 20 台の設置を予定しており、現在公共施設の屋外に設置している防犯カメラと併せると 200 台を超え、市域の広さや認知件数などを考慮すると、来年度、一定の台数を設置することで、近隣市と比較しても適切な水準に達すると考えています。

今後、地域において防犯カメラ設置の必要が出てきた場合には、補助金と既存カメラの移設等に対応してまいります。

◆JR 駅南開発計画における市民の意見の収集について

◆まちづくり協議会の不備を改善していただきたい。協議会の目的は「広く市民の意見を聞いてそれを計画に反映させること」であるにも拘らず、市の一方的な説明の場となっているように感じられます。

◆その原因は、構成メンバーが地権者、隣接住民に限られていることと、地域商工会やバス会社・タクシー会社など駅を取り巻く環境には不可欠な要素が抜けている。また会議の形態が決議を諮るものでない為、議論・提案が出来ない会議体であることだと考えています。

◆市の報告、説明を聞くことが承認になっているように感じられるので、地域からの声・要望案を拾う会議体にしていただきたいです。

◆具体的な開発計画について、下記の疑問点について議論できないでしょうか。(特に2について)。もしできないならばその理由を明らかにしてご説明いただきたい。

1.箱もの計画になっていないか

2.車の流れ、人の流れは大丈夫か(バス便が現状の3倍になる予定だが、茶屋之町への影響が計り知れない)

3.緑・景観・コミュニティゾーンは確保されているか

◆また、現在北側に位置するラポルテ、モンテメールとも win-win の関係を築いていけるように、下記の4点を要望します。

1.地域の人たち及び利用者が集える市民広場の設置

2.道の駅や青空市のような施設の導入

3.再開発費用の縮減

4.一般車駐車スペースの確保

回答

| 【都市整備課】 | JR 駅南開発計画における市民の意見収集について |
|--|--------------------------|
| <p>本地区のまちづくりは、平成 25 年度から地元の皆さまと研究会や計画検討会を開催し、検討を進めてきました。また、まちづくり基本計画(案)の説明会や市民意見募集、都市計画(案)に関する公聴会や縦覧も実施してきたところです。</p> <p>今後も、進捗に応じて、説明や周知を行なう中で、地域の皆さまをはじめ市民の皆さまからのご意見もお聞きしてまいります。</p> <p>なお、本地区では、歩行者等の安全性の確保や交通結節点としての機能強化が課題となっており、交通課題の解決と地権者の皆さまの駅前での生活・ご商売の継続を可能とするため、市街地再開発事業により交通広場等の公共施設と再開発ビルを一体的に整備することとしております。</p> <p>交通広場完成後の路線バスの運行経路や便数については、バス事業者の計画が示された段階で協議を実施することとしており、関係機関と協議を行ない、安心安全で利便性の高い交通環境の実現を図ってまいります。</p> <p>本地区内に市民広場や道の駅等の施設を設置する考えはありませんが、再開発ビル内に「子育て支援」「多世代交流」「情報発信」の各機能を備えた公益施設を配置し、市民が集える空間を確保してまいります。</p> <p>事業費については、引き続き精査を行い、国庫補助金制度も活用し、慎重な財政運営のもと、事業の円滑な推進を図ってまいります。</p> <p>一般車駐車スペースの確保につきましては、交通広場に一般車乗降場を配置すると共に、再開発ビル内には施設利用者用駐車場を配置する計画としております。</p> | |

◆阪神電鉄芦屋市区間の立体交差化計画について

◆阪神電鉄本線の高架工事が芦屋市区間を除きほぼ完成しており、未着工区間は芦屋市区間以外にはもうありません。特に問題だと感じているのが、国道2号線と43号線の間にある阪神打出駅東踏切で、交通渋滞問題の原因になっています。このような状態は、住環境に疎外感を生じさせるとともに、地域社会における生活環境に対する不作為による生活圏の侵害であるとも捉えられます。

◆また、打出芦屋間は耐震構造に問題があるだけでなく、ガードが南北道路との交差点において死角を作っており交通事故が発生しているため交通安全上、放置は許されません。

◆着工から完成までの工期が10年程度かかることを考えれば、財政負担が決定的に大きな理由にはなりえないし、何よりも市民の安全確保の為に急ぐ必要があります。

◆この長年の課題に対しどのようにお考えかご説明願いたい。

回答**【都市計画課】****阪神電鉄芦屋市区間の立体交差計画について**

立体交差化は、通行の円滑化及び安全性の確保を図る上で、有効な手段と認識しておりますが、本市の財政状況への影響等を鑑みながら、今後の事業の優先度などの検証を進める中で、方向性を検討してまいります。

なお、事業の実施には沿線をはじめとする地域の皆様のご理解・ご協力が不可欠であると考えております。

◆このたびの台風21号の災害について、想定外の災害に対する検証をどうしているのか？同時に想定内の災害について行政の対応できたこと・できなかったこと等どのように考えるのか？

【湧き水を防火水槽に注水利用することについて】

◆山芦屋町4番3号の住宅の池より側溝を通り高座川に流れている水を、高座川に防火水槽を作り、貯め込むことの検討をお願いいたします。

◆今夏のような暑さ、日照りの中でも水量の若干の減少があっても当該箇所の水は流れ続けています。

◆当該地域は、道路幅が狭く、消火栓も大僧橋（おうぞうばし）辺りに1，2か所あるばかりです。地震後の火災等を想定して災害に強いまちづくりを進めていただきたいと思います。

【防災拠点の見直しについて】

◆台風21号での水害により被災しましたが、避難場所や物資の備蓄先として潮見小学校を利用するように言われたものの、高潮の影響で車も利用出来ず子どもや高齢者を連れて避難することも難しかったです。南芦屋浜内に防災拠点を設置していただきたいです。

◆特に南浜町と涼風町は無電柱化の影響で停電からの復旧も一番遅く断水の地域もあったため、物資が必要になることが多かったです。市営の施設もなく、災害時には防災拠点になると言われていた民間運営の施設も実際には使用できませんでした。その点も考慮していただければと思います。

回答

| | |
|---|------------------------------|
| 【警防課】 | 湧き水を防火水槽に注水利用することについて |
| <p>消防水利の基準により、防火水槽を設置するには常時貯水量が40 t以上必要となります。また、取水可能水量も毎分1 t以上でなければならず、池からの湧き水についてはこの取水水量に達していません。</p> <p>10月4日（木）高座川（法泉橋）付近を調査したところ、川床はコンクリート造で、常時、高座川上流からの水が溜まるように升状の形状となっており、地震等の災害により、消火栓が使用出来なくなった場合でも、高座川からの取水及び消防活動も可能であると考えています。また、川の水と池から湧き出ている側溝の水も併用しながら、川床付近に土のうを積み上げ水を堰き止めて対処します。</p> <p>取水方法については、直接消防ポンプ自動車又は、小型動力ポンプを配備することにより取水は可能です。また、高座川からだけでなく芦屋川からの取水も考えています。</p> | |
| 【防災安全課】 | 防災拠点の見直しについて |
| <p>避難場所については、南芦屋浜地区内にある公共施設の活用を進めるとともに、民間施設の利用についても協議を進めて参ります。物資につきましては、自助として各家庭での備蓄を促すことと併せて、地区内での備蓄場所の確保を検討します。</p> | |

◆自治会等公益活動に関する補償制度の設立について

◆自治会は地域における自助，共助の理念に沿って地域の安全，安心の向上と，それを実現していくために，新規加入の促進，住民相互の親睦回答を企画し，日々活動を続けております。

◆具体的には，美化運動，防火防犯パトロール活動，会員親睦交流イベント等々がございます。しかしながら昨今は，マンションの未加入，若い世代の無関心，会員の高齢化等々の理由から自治会費が減少しております。保険料の自治会費全体に占める割合がじわりじわり上がってきているのが現状です。

◆規模も組織も違いますが，近隣他市ではすでに実施されています。芦屋市においても，自治会パワーが存分に発揮できますように，その環境整備の一環としてぜひともご考察をお願いいたします。

回答

| 【市民参画課】 | 公益活動に対する補償制度設立について |
|--|--------------------|
| <p>自治会の保険料の補償制度については，各自治会会計で生じる支出に関し，単に財源充当になるような補助金の創設になりますので，現在のところ考えておりません。</p> <p>補助の対象となる取り組みは，当該取り組みを通じて地域コミュニティの醸成が図られるものであり，自治会連合会を通じて各自治会活動の支援を行っております。</p> | |

◆芦屋川にかかる橋の行政による維持管理について

◆奥池町 6-15 付近から奥池町 1-19 の裏手へ抜ける道に橋が架かっています。この橋は、奥池町の住民が東おたふく山登山口バス停へ行く際や住民同士の交流の為に日常利用する他、住民以外の人、特に休日はハイカーも多数利用しており、芦屋市も各所に道標等を設置してハイカー等をこの道に誘導しており、公道の一部として機能しています。

◆平成 22 年にそれ以前にかかっていた橋が傷んだ為、奥池町自治会が架け換えを行いました。昨今の度重なる風水害により土台の石積み部分が崩れてきており、危険な状態となっています。

上記のような利用状況を鑑み、通行者の事故防止の為、至急修復工事をしていただくとともに、今後の橋の維持管理を行政で行っていただきますようお願いいたします。

回答**【道路課】****芦屋川にかかる橋の維持管理について**

ご要望いただいた橋梁に関しましては、地域の皆様が通行されていますが、市の所有する通路ではなく、設置者も不明なことから、その修復及び今後の維持管理について市が行うことは困難です。

◆「芦屋市住みよいまちづくり条例」の見直しについて

◆平成 12 年に制定された当該条例の中では、行政から事業主等への働きかけは、指導及び勧告に留まっています。

◆市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の維持，保全及び育成という目的を達成するために，自治会等の住民から要望があった場合には，市長がより積極的にリーダーシップを発揮して事業主等に命令や強制執行が出来るよう，条例の見直しをお願いいたします。

回答

| 【建築指導課】 | 「芦屋市住みよいまちづくり条例」の見直しについて |
|---|--------------------------|
| <p>当条例は，建築基準法などの関係法令だけでは質の高いまちづくりを行うことはできないという考えのもと，「芦屋国際文化住宅都市建設法」の基本理念を基調としたまちづくりを行っているという独自性から，上乘的に定めた本市独自の条例です。しかし，法令に基づくものではないため強制力までは備えておりません。あくまでも行政指導として事業主等の協力によって理想のまちづくりが実現されるものです。従って，自治会等からのご要望については，その計画が条例の趣旨に反し，規程に適合していない場合，適切に指導を行ってまいります。</p> <p>なお，当条例には届出や協定が行われなまま工事着手した場合や協定内容に違反した場合に，施工の停止，中止その他必要な措置を勧告できる規程を設けております。</p> | |

◆「奥池町地区地区計画」の見直しについて

◆「奥池町地区地区計画」は平成 17 年に制定されていますが、昨今の集中豪雨等による土砂災害の頻発を機に平成 27 年国土交通省告示第 35 号に基づいて変更された「土砂災害防止対策基本指針」の趣旨・内容から鑑みると、同地区計画において”住宅地区 B”に指定されているのが不適切であると考えられる場所があります。

◆そのような場所での開発によって土砂災害が発生することを抑止するため、”区域図”の見直しをお願いいたします。

回答

【都市計画課】

「奥池地区地区計画」の見直しについて

「奥池町地区地区計画」は、奥池町まちづくり協議会からの「住民案」について、住民・地権者等が参加する意見交換会、説明会での確認を経て、芦屋市長宛てに要請書が提出されたことを受け、本市としても地域特性を勘案し、地区計画の決定手続を進めたものであります。

この策定経過の中で、区域及び区分（住宅地区 B）が定められていること。また、策定後に指定が行われた「土砂災害特別警戒区域」においては、開発に伴う土砂災害の防止に関する工事等を実施することで、安全性が高まるなどにより、指定の解除がなされる場合があることなどから、現時点では、区域の見直しに至る事由には相当していないものと考えます。

なお、地区計画区域内の土地の所有者、利害関係者等の意見を求めるなど、十分な合意形成に基づく「住民案」が提示された場合には、本市としても計画変更を検討してまいります。

◆イノシシ・アライグマ対策の実施について

◆イノシシについては、先般注意喚起のリーフレットを配布いただきましたが、当該リーフレットの内容は対処療法的で、現在の被害低減にはあまり結びついていないように思います。帰宅が夜遅くになり、出会いがしらにイノシシに遭遇する危険もあります。特に子ども達の塾帰り等が不安です。

◆また、庭園都市を標榜している芦屋市において、道沿いの庭園の被害が特に甚大であり、せっかくの景観が壊れてしまっています。

◆アライグマについては、以前より被害は低減したものの沢ガニ等の減少は続いており、環境への悪影響が懸念されます。本来獰猛な性格であり、イノシシと同様に人的被害特に子ども等の弱者への被害が懸念されます。

◆つきましては、イノシシ・アライグマ被害をなくす為の抜本的な対策をご検討ください。

回答**【地域経済振興課】****イノシシ・アライグマ対策の実施について**

イノシシについては生活被害を防止するため箱わなによる捕獲を行っています。

アライグマについては防除計画を立て、平成 33 年度までは発見次第全頭捕獲殺処分を行っています。

平成 30 年度から有害鳥獣対策要員を補強するため狩猟免許取得補助及び対策講習会を実施しています。有害鳥獣の被害から地域を守るための活動を行う場合は、この制度も併せてご利用ください。

◆ごみ収集ルールの一について

◆奥池南町で顕在化している問題ですが、ゴミ出し方法がエリアにより個人のダストボックスで排出している場合と一か所に集積している場合とに分かれています。

◆上記が勘違いでないのであれば、個人のダストボックスでの排出方法に統一していただきたいと思います。ビニール袋での排出では先述の動物被害の助長に繋がると考えられますので、避けていただきたいと思います。

◆統一していただいたゴミ出し方法については自治会より周知し、できるだけひとところに集める等の協力をさせていただきたいと考えています。

回答

| 【収集事業課】 | ごみ収集ルールの一について |
|---|---------------|
| <p>本市ではステーション方式を採用しており、従前から各地域で使っていただいている家庭ごみステーションからの収集が基本となりますので、市民の皆様にはごみの排出者責任としてそこへのごみ出しと管理をお願いしていますが、奥池南町等で、1軒の間口が広く数軒によるごみステーションを決めた場合にそこまでの距離が長くなる等の実状による自宅前路上のステーションが存在しています。</p> <p>なお、いずれの例のステーションにおいても、カラス等の被害対策（まちの美化対策）として地域の皆様のごみネットや折り畳みゲージやポリバケツ等をご利用される場合は、事前にお届けをいただくことにより収集作業との連携を図っております。</p> <p>以上のことを踏まえ、ごみの排出につきましては、基本的なルールを共通認識していただく中で、個々のステーションに応じた対応を図っていただいております。市として奥池南町のみについて一律の方法（戸別収集）に統一することはできかねますが、ポリバケツのご利用等については作業効率等を踏まえながらも可能な限り柔軟に対応してまいりますので、ご検討されておられる方がいらっしゃいましたら、収集事業課までご相談いただければと思います。</p> | |

◆ゴミ出しの際に使用する段ボールの融通について

【カラスとの戦いは終わる】

◆カラスは紫外線を利用してゴミ袋の中に食糧の有無を判別するそうです。そのため、生ごみは段ボール箱にいれ、生ごみ以外の可燃ごみは袋に入れて排出すれば荒らされることはないと考えられます。しかし、昨今段ボールをもらうことが難しくなっています。

◆つきましては、生協やコンビニ等に、使用済みの段ボールを市民に配布するよう橋渡しを行っていただきたいと思います。

回答

【環境施設課】

ゴミ出しに使用する段ボールの融通について

芦屋市では、循環型社会を目指すため3Rを推進しており、市民、事業者に対して、段ボールは紙資源として分別して出していただくようお願いしております。

なお、カラス被害対策としましては、「カラス被害対策ガイドブック」によりお知らせしていることのほか、ホームページ等により、以下のことについて啓発を進めていますので改めてご活用をご検討ください。

ステップ1→①生ごみを減らしましょう。

②生ごみを見えないようにしましょう（袋詰めの際に生ごみ以外の燃やすごみで隠す）。

③当日にごみを出しましょう。

ステップ2→①ネットの網目は細かく、破れたらその都度補修しましょう。

②生ごみの入ったゴミ袋のみをしっかりとネットの中へ（それ以外は外で大丈夫）。

③ネットは掛けるのではなく包み込みましょう。

ステップ3→利用者のマナー違反でお困りの地域の方へ、いくつかの啓発チラシサンプルをホームページに掲載していますので、ご自由に加工してご利用いただけます。

◆市内全歩道の早急な補修工事の実施について

◆市域全般において、歩道には街路樹の「根上がり」や経年劣化等によって、平板ブロック・アスファルトの浮き上がりや凹みが多数あります。これは直ちに歩行困難やつまずき事故に繋がり、ベビーバギーや車いすの通行を困難にしています。

◆行政としては計画的に補修工事を実施していると承知していますが、市民に見えるのは「市民からの通報があればその都度対応する」スタンスです。早急に全市一斉点検を行い、危険度の高い個所から順次なおかつ短期間に補修を行うことを強く要望します。

◆計画道路工事を優先着手する前に、既存道路の安全確保を行い、市民の安全を守っていただきたいと思えます。

回答

| 【道路課】 | 市内全歩道の早急な補修工事の実施について |
|---|----------------------|
| <p>歩道の根上りについては、一斉点検を 26 年度に実施しており、その後は日常の道路パトロールや現場に向かう道中に確認をしております。しかしながら、住民の皆様のご協力なしでは発見しきれないのが現状で、新たにLINEによる通報システムを導入したところです。一斉点検については、前回点検から 5 年になりますので、再度、31 年度に実施致します。</p> <p>その結果を以て、順次補修を実施します。期間についてはなるべく短期間での工事の完了が出来るよう予算要望し、実施致します。</p> | |

◆ゴミの分別排出の徹底とゴミ減量活動の推進について

◆芦屋市ではごみ排出のルールが設定されていますが、実態としては自由度の高い排出となっています。

◆「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」が定期的開催されていますが、市の「DO（分別排出）」に対する施策がないように見受けられます。今までのように市民の困りごとに対して場当たりの対応をするのではなく、行政として覚悟をもって推進してほしいと思います。

回答**【環境施設課】****ごみの分別排出の徹底について**

プラスチック製容器包装の分別収集については、収集・運搬体制の見直しや施設整備等が必要となるため検討課題としております。現在の12分別を継続して実施し家庭ごみハンドブックにあるごみの出し方について守っていただくよう啓発強化を進めていきます。

◆茶屋之町桜通りの景観維持・管理の中長期計画を知りたい

◆桜通りの景観の美しさは衆目の一致するところと思いますが、さくら参道（霊園南）の桜が全て伐採されたことで現存のトンネル構図の景観としては芦屋随一と思います。

◆一方、50本近い桜は樹齢が50年前後になり老齢化の心配が強くなってきました。最近の相次ぐ台風で大きな枝が折れる心配も出てきています。

◆桜の維持管理はまず専門家による診断、補修、新旧の植替え等長期計画が必要です。方針と具体的な計画について教えてください。

※平素から芦屋市に要望しているが、文書による正式回答をお願いしたい。

回答

【公園緑地課】**茶屋之町桜通りの景観維持及び管理の中・長期計画について**

今年度、市内全域の街路樹の桜について樹木医による健全度診断を行います。診断結果に応じて、樹勢回復の為に補修を行い、倒木等の危険度が高いものについては剪定または伐採を行います。

中長期的な計画につきましては、街路樹による景観形成や維持管理の側面も勘案した街路樹更新計画策定に向けて取り組んでまいります。

特に茶屋之町桜通りは、エリアブランディングの区域内に位置していることから景観や活性化の視点も考慮して計画してまいります。

◆JR 芦屋駅南再開発による茶屋之町桜通りに及ぼす影響について

◆JR 芦屋駅南再開発計画では、南側のバス路線が現在の 101 便から 169 便増えて 270 便になるとのことですが、路線がどのようになるのか、ひいては茶屋之町の桜通りはどのような影響を受けるのかについて、教えてください。

◆2 号線以北の駅前線に比べ車道幅の狭い桜通りへのバス路線については、景観・安全（店の利用客の一時駐車により混雑）の確保等の観点から事前に住民の意見をよく聞いていただきたいと思います。

回答**【都市整備課】****JR 駅南開発による茶屋之町桜通りに及ぼす影響について**

本事業において、交通広場を整備し、市域南部と駅を結ぶ路線のバス停を駅南側へ配置することを予定しています。

交通広場完成後の運行経路や便数については、バス事業者の計画が示された段階で、協議を実施することとしており、安心安全で利便性の高い交通環境の実現を図ってまいります。

◆街路樹の剪定と清掃について

◆緑町のメインストリートに植えられている楓の並木の落葉の始末に苦労しています。高齢者が多く、地域住民では対応が難しいため、定期的な剪定の継続と落葉時期の清掃をお願いします。中長期的には落葉樹を撤去し、低木か常緑樹に植え替えるなどしていただきたいです。

回答

| 【道路課】 | 街路樹の剪定と清掃について |
|---|----------------------|
| <p>落葉の清掃へのご協力をありがとうございます。落葉の時期の清掃については、街路樹の多い主要幹線道路を中心に、路面清掃車で毎週もしくは2週間に1回程度清掃を実施しております。歩道については、現在のところ、市が実施しているところはありません。他地域においても、同様の要望は頂いており、歩道の清掃のあり方について検討しているところです。</p> <p>中長期的な計画につきましては、街路樹による景観形成や維持管理の側面も勘案した街路樹更新計画策定に向けて取り組んでまいります。</p> | |

◆カーブミラーの設置について

◆高齢ドライバーが多いため、要所にカーブミラーを設置してほしいです。

回答

| 【道路課】 | カーブミラーの設置について |
|---|---------------|
| <p>カーブミラーについては、目視可能な箇所にカーブミラーを設置すると、カーブミラーに注意が向くことで事故を誘発する恐れがあるため、目視による安全確認が困難であると判断される箇所に限定して設置しております。</p> | |

◆交番の新規設置について

◆南芦屋浜に駐在所はありますが、警察官が 24 時間いるわけではありません。最近では子供を狙った事件が多発しており、夜間の不審者目撃情報が特に増えています。自分たちでも可能な限り通報をしていますが、朝には公園や護岸にゴミが散乱していたり注射器が落ちている状況が頻発しています。

◆また、町内の信号が少ないため、バイクでの迷惑行為なども非常に多く、将来サーキット化してしまう事も懸念されます。

◆南芦屋浜のこのような状況を改善するためにも、南芦屋浜への交番新規設置の検討と、市内全域の交番配置を見直す必要があるのではないかと思います。

回答**【芦屋警察地域課】****交番の新規設置について**

平成 29 年 12 月に「次世代に向けた兵庫県警察の組織のあり方を考える懇話会」の答申が示されたことから、現在不在交番の解消、機能の強化等を含めた再編整備の必要性から、兵庫県警察本部において県下全域にわたる交番・駐在所の再編整備に関して検討されているところです。

従いまして、当該再編に関しまして地域の貴重なご意見として参考とさせていただきます。

◆信号機の設置について

◆認定こども園北側の交差点への信号設置をお願いします。かねてより事故の懸念をお伝えしていましたが、8月28日に交通事故が発生しました。このような事が子供の通園通学時に発生していた場合、大惨事になっていたことが予測されます。

◆上記の内容と重複する部分もありますが、信号の設置が難しいのであれば、当該交差点隣接地に交番を設置することで、事故の軽減やバイクによる迷惑行為の減少に繋がることも考えられます。

◆また、街路樹等によって標識が見えなくなっているところが多いので、全市的にチェックを行っていただきたいです。

回答**【芦屋警察交通課】****信号機の設置について**

信号の設置については、予算的な面もありすぐに設置出来ないのが現状です。信号機は、交通の安全と円滑を図ることを目的とし、交差点又は横断歩道において交通流を時間的に分離し、交通流の工作による交通事故の発生を防止するとともに、一定以上の交通量がある場合は交差点の処理能力を改善し、遅れ時間を減少させることが出来ます。

設置に当たっては、事前に交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、真に必要性の高い場所を選定しており、必ずしも信号機を設置したからと言って事故が減るわけではなく、逆に事故が増えることも考えられます。

標識の確認については、交番の警察官も含めて通常業務を通じて、見にくくなっている標識の改善を行っています。色が薄くなっている箇所も優先順位をつけて定期的に塗りなおしています。